

文書料等料金表

(消費税込)

診断書・証明書

1	一般診断書	1. 会社欠勤等 2. 施設入所に関するもの 3. 学校等 4. 通園許可書	3,300円 3,300円 1,100円
2	生命保険用診断書	1. 簡単なもの 2. 特殊なもの	5,500円 11,000円
3	裁判関係用診断書	1. 簡単なもの 2. 特殊なもの	5,500円 11,000円
4	警察関係用診断書	1. 簡単なもの 2. 特殊なもの	5,500円 11,000円
5	傷害用診断書		5,500円
6	身体障害者用診断書		11,000円
7	厚生年金・恩給用診断書		5,500円
8	傷病欠勤・出勤届用診断書		2,200円
9	死亡診断書		5,500円
10	免許センター(愛媛県公安委員会)診断書		5,500円
11	障害年金診断書		11,000円
12	特別児童扶養手当認定診断書		3,300円
13	臨床調査個人票(特定疾患治療研究対象患者)	新規・更新どちらも	3,300円
14	通院医療費公費負担申請書(自立支援)		3,300円
15	精神障害福祉手帳用診断書		5,500円
16	通院証明書(病名・通院日記載のみ)		3,300円
17	受診状況証明書		5,500円
18	車の税金免除のための証明書、おむつ使用証明書		1,100円
19	交通事故診断書	1. 自賠責用 2. 特殊なもの 3. 自賠医療費請求明細書 4. 後遺障害用 5. 市町村交通災害共済用	5,500円 11,000円 3,300円 11,000円 2,200円
20	死体検案書(1通)	検死料 着物代 画像CT(AI)	5,500円 22,000円 3,300円 16,500円
21	施設(グループホーム等)入所に関する診断書	認知症の病名記入	2,200円
22	松山市温もり介護手当支給申請書		2,200円
23	雇用保険の受給証明書、傷病証明書		3,300円
24	出生証明書・出産証明書(死胎検案書)		3,300円
25	更正医療・補装具要否意見書		2,200円
26	日常生活用具意見書、入浴可否意見書、入院見舞金請求書		1,100円
27	愛媛県歯科医師会共済部生活共済金火災・災害共済金請求書		2,200円
28	消防団員福祉共済金支払請求書兼領収書		1,100円
29	機能訓練実施連絡票、機能訓練参加申込書		1,100円
30	学校生活管理指導表、てんかん児の生活指導表		1,100円
31	生命保険・自賠責保険会社面談料		11,000円
健診・予防接種			
32	脳ドック		27,500円
33	インプラントCT		17,600円
34	ニューモバックス(肺炎球菌)		7,700円
25	シングリックス(带状疱疹)	計2回実施 2ヶ月後に2回目施行予定	1回 22,000円(計44,000円)
36	コロナワクチン		15,400円
その他			
37	松葉杖レンタル代(預かり金含む)	一本	2500円～
38	領収書再発行・領収証明書		550円～
39	CD-R(個人用)		1,100円
40	入院・通院日証明書等	医師の証明を必要としない簡易なもの	1,100円
41	特定医療費証明書		1,100円
52	その他の証明書	医師の証明を必要とする 簡易なもの 複雑なもの 医師の証明不要	2,200円 5,500円 1,100円
53	健康診断料	1. 入試(項目により異なる) 2. 入社(項目により異なる)	4,400円 点数計算
44	老人ホーム入所に関する健康診断書	1. 文章のみ 2. 心電図あり	2,200円 3,300円
45	施設入所に関する健康診断書		2,200円
46	国体健康診断書	用紙に金額記載あり	5,500円
47	カルテ開示	カルテ開示基本料金 紙カルテ 電子カルテ	3,300円 1枚55円 1枚11円
特別の療養環境(差額ベッド代)			
48	特別室	1床	11,000円/日
49	個室	6床	5,500円/日

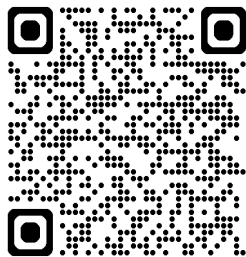
令和6年10月からの 医薬品の自己負担の新たな仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、特別の料金をお支払いいただきます。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の4分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※ QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



特別の料金の計算方法

先発医薬品と後発医薬品の価格差の4分の1相当を特別の料金としてお支払いいただきます。

例えば、先発医薬品の価格が1錠100円、後発医薬品の価格が1錠60円の場合、差額40円の4分の1である10円を、通常の1～3割の患者負担とは別にお支払いいただきます。



※「特別の料金」は課税対象であるため、消費税分を加えてお支払いいただきます。

※端数処理の関係などで特別の料金が4分の1ちょうどにならない場合もあります。詳しくは厚生労働省HPをご覧ください。

※後発医薬品がいくつか存在する場合は、薬価が一番高い後発医薬品との価格差で計算します。

※薬剤料以外の費用（診療・調剤の費用）はこれまでと変わりません。

Q&A

Q1. すべての先発医薬品が「特別の料金」を支払う対象となりますか。

A. いわゆる長期収載品（ちょうきしゅうさいひん）と呼ばれる、同じ成分の後発医薬品がある先発医薬品が対象となります。

Q2. なぜ「特別の料金」を支払わなくてはいけないのですか。

A. みなさまの保険料や税金でまかなわれる医療保険の負担を公平にし、将来にわたり国民皆保険を守っていくため、国は、価格の安い後発医薬品への置き換えを進めています。そのため、医療上の必要性がある場合等を除き、より価格の高い一部の先発医薬品を希望される場合には、「特別の料金」として、ご負担をお願いすることとなりました。これにより、医療機関・薬局の収入が増えるわけではなく、保険給付が減少することにより医療保険財政が改善されますので、ご理解とご協力をお願いします。

Q3. どのような場合に「特別の料金」を支払うこととなりますか。

A. 例えば、“使用感”や“味”など、お薬の有効性に関係のない理由で先発医薬品を希望する場合に「特別の料金」をご負担いただきます。過去に当該後発医薬品において副作用が出たことがある場合等は、医師、歯科医師、薬剤師等にご相談ください。

Q4. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には「特別の料金」が発生しますか。

A. 流通の問題などにより、医療機関や薬局に後発医薬品の在庫がない場合には、「特別の料金」を支払う必要はありません。